

令和4年9月定例会
政策総務常任委員会会議録

招 集 月 日	令和4年9月9日(金)
会 議 場 所	市役所 5階 議場
開 議 日 時	令和4年9月9日(金) 午前8時57分
閉 会 日 時	令和4年9月9日(金) 午後2時09分
委 員 長	橋 本 稔
委員会出席委員	
委 員 長	橋 本 稔
副 委 員 長	芝 寄 和 好
委 員	中 野 昭 竹 田 悦 子 田 中 克 美 坂 本 晃 金 子 雄 一
委員会欠席委員	なし
議 長	
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	なし

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第46号	職員の育児休業等に関する条例及び鴻巣市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第52号	令和4年度鴻巣市一般会計補正予算（第6号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第56号	令和3年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分	認定

委員会執行部出席者

(市長政策室)

市長政策室長	藤崎 秀也
市長政策室副室長	伊藤 和代
市長政策室参事兼 秘書課長	小林 勝
秘書課副参事	中山 浩一
市長政策室参事兼 総合政策課長	鈴木 誠司
総合政策課副参事	富田 真久

(総務部)

総務部長	岩間 則夫
総務部副部長	田島 盛明
総務部参事兼 職員課長	関根 正
総務部参事兼 やさしさ支援課長	小川 裕子
総務課長	小倉 英樹
I C T推進課長	中根 哲
契約検査課長	中越 好康

(財務部)

財務部長	山崎 勝利
財務部副部長	谷 広明
財務部副部長 財務部参事兼 資産管理課長	矢澤 欣子
財政課長	関口 敬一
税務課長	高田 史
資産管理課副参事	原口 佳之
	山岸 晃

会計管理者	関口 泰清
会計課長	沼上 早苗
監査委員事務局長	小川 哲夫
監査委員事務局副局長	鈴木 恵子
吹上支所長	岡田 和弘
川里支所長	山縣 一公

書記	佐伯 幸子
書記	中島 達也

(開議 午前 8 時 5 7 分)

(委員長) ただいまより本日の会議を開きます。

続いて、議案第56号 令和3年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分の歳出について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9 時 4 5 分)



(開議 午前 1 0 時 0 0 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

中野委員より発言の求めがありましたので、許可いたします。

(中野) 質疑で通告している部分ではないのですが、毎年ふるさと納税の、例えば歳入のところに歳入が出ていますよね。それから、歳出も出ているのですが、歳出についても例えば商品代だとか、あるいは事務経費だとか、そういうものを一覧表で、差引き幾ら鴻巣市としてはふるさと納税によって益を受けているのかというようなのを毎年資料として提出いただいているので、今年度についてもその資料の提出についてお願いをしたいということをお先ほど委員長に申し出ていますので、改めてこの会議でその旨ご審議いただきたいということでもあります。

(委員長) ただいま中野委員より議案第56号についての資料請求がありました。請求のありました資料について、執行部は提出することは可能でしょうか。

(市長政策室参事兼総合政策課長) こちら令和3年度分のみということでもよろしいでしょうか。そうすると、令和3年度分の収支という形のものでお出しをさせていただければと思います。提出に関しましては、急に言われたものですので、午後一をめぐりに、午後一番で出せるようにちょっと努力はさせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

(委員長) それでは、お諮りいたします。

中野委員より請求のありました資料について、委員会に提出していただくということによろしいでしょうか。

(異議なし)

(委員長)では、そのようにさせていただきます。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(田中)それでは、通告順序ではないのですが、ページ数に従いまして質問させていただきます。

まず、67ページなのですが、職員人件費なのですが、前年よりも下がっております。一応説明を非常に丁寧に各項目ごとに説明をいただきましたが、ちょっと理解できなかった部分もあるので、確認を含めて再度質問をしたいと思います。まず、普通の職員と、正規の職員と再任用職員と期限付職員とたしか言っていたような気がするのですが、会計年度職員に対してはまた別個、次の次のページ辺りに出てくるので、これは含まれなかったかというのがちょっと聞きたかったのと、あと……

(何事か声あり)

(田中)いろいろ言っても分からないので、項目ごとにプラス・マイナス総合的に含めて減ったというように、人数は減ったというのは確かなのですけれども、金額が減ったということでありました。そのように理解してよろしいのでしょうか。

(総務部参事兼職員課長)まず、最初の人件費の部分で会計年度任用職員の関係でございます。会計年度任用職員につきましては、それぞれ原課のほうで予算を計上しておるところでございます。ただ、全体の数として、数字なのですが、職員課が所管する以外の人件費ということで、各課の会計年度の報酬あるいは期末手当、社会保険料等の共済費、あるいは通勤手当としての費用弁償、この費用弁償には〇〇委員会委員の費用弁償というの也被る数字になるのですけれども、3年度の会計年度任用職員の決算としましては約6億8,800万円でございます。令和2年度が約5億8,100万円ということで、1億700万円の増加というふうなところでございます。

それから、総体的に、先ほどの説明の資料の中では減少している職員の

人数等というふうなお話がありまして、全体的にというお話ですけれども、田中委員がおっしゃるとおり職員数の減少というところで、その減少の影響としましては、職員給の分については採用、退職による影響、あるいは昇給、昇格による影響、あるいは育児休業等の影響というのが職員給のところの減少の影響でございます。それと、職員給が減少したことに伴う地域手当ですとか共済組合負担金等の減少ということで、それぞれの項目ごとに従って算出して、全体的に減少したというふうなことでございます。

以上です。

(田中) 次に、68かな……

(委員長) もうちょっとマイク近づけていただいたほうが。

(田中) はい。自信がないので。68ページですね。秘書課のところで秘書用務事業というのがあるのですけれども、これ何となくしか分からないので、この255万3,283円について、ちょっと申し訳ないのですが、詳細に説明をお願いします。

(秘書課副参事) お答え申し上げます。

まず、秘書用務事業につきましては、市長、副市長の公務遂行に伴う秘書用務としての事業でございます。主に日程調整、日程管理、市長公用車の運行と管理、そういったような用務となっております。経費としましては、市長、副市長の出張等に伴う旅費の支出ですとか、慶弔関係の交際費、それに伴う需用費、また公用車の維持管理としましてガソリン代、リース料の支払いですとか、そういった維持管理に係る経費、そういったものの構成となっております。

以上です。

(田中) 72ページをお願いします。同じく職員課なのですけれども、会計年度任用職員等雇用事業で、金額が前年度に比べて多くなっていると思うのですが、これは採用の会計年度職員の人数の増加というふうに考えてよろしいのでしょうか。

(総務部参事兼職員課長) この増額の要因でございますけれども、人数としましては前年度と比べて9人減っておるところです。ただ、任用の

月数で55月、勤務時間で約4,900時間増加をしているところがござい
ます。それから、育休代替の会計年度任用職員のうち、令和3年度は比較
的時給の高い管理栄養士の任用の期間が長かったというふうなところが
ありまして、金額的には増加ということになっております。
以上です。

（田中）人件費が高い部分と、時間が長かったというふうに理解してよ
ろしいわけですね。了解です。

次に、78ページ、行政不服審査会運営事業なのですが、これ一応説明が
あったのですけれども、金額が減ったのは、私が質問したのは審査会が
開かれなかったかと質問したのですけれども、やらなかったという説明
がたしか答弁がありました。一応この審査会のメンバーに対してどんな
方がいるのかということに、ちょっと分かっていればその辺もお答え願
いたいと思います。

（総務課長）行政不服審査会運営の委員さんなのですが、3名委員さん
がいらっしゃいまして、お一人は弁護士の方、お一人は元県職員の方、
お一人は通信社にお勤めの方になります。

以上でございます。

（田中）たしか去年はあったかと思うのですが、どのような内容だった
か分かっていたら教えてください。

（去年じゃないの声あり）

（田中）去年ではない。ごめんなさい。令和2年です。

（総務課長）令和2年度は、5回審査会を開催しております。2件の諮
問案件がございまして、課税処分に関するものと減免申請棄却決定に対
する諮問がございました。

以上でございます。

（田中）次、82ページですか、これ例の本庁舎維持管理事業なのですが、
これも金額3億円ということで、この本庁舎の空調の整備がちょうどそ
の時期、その年度に行われたかなというふうに思われるのですけれども、
それで間違いないでしょうか。

（資産管理課副参事）お答えします。

委員のお見込みのとおりでございまして、令和2年度の本庁舎維持管理事業の決算額は約1億3,150万円で、令和3年度は3億40万円と約1億6,889万円（P5。「1億6,890万円」に発言訂正）の増額となっております。お見込みのとおり、これにつきましては本庁舎の空調機器設備の改修に伴いまして、工事請負費が約1億7,090万円増加したものによります。

以上です。

（財務部参事兼資産管理課長）ただいまの副参事からの発言で、ちょっと1つ数字の訂正をさせていただきたいと思います。

令和2年度に比べての増額の部分なのですが、1億6,890万円の増ということになります。

以上です。

（田中）ちょっと関連なのですが、今空調が各部屋、各部署ごとに分かれた空調になったかと思います。それで、使っていないところは当然止めておりますので、全体的に電気量とかに関しましては、分かれば、少なくなったとか変わらないとか、分かりましたら教えてください。

（資産管理課副参事）お答えします。

各階個別空調にしたことによりましてどのぐらい電気量が削減できたかということでございますが、令和3年の12月と前年の令和2年の12月との比較では、令和2年12月の使用電力量10万315キロワットアワーに対しまして、令和3年12月使用電力量7万5,698キロワットアワーとなっております。率にして24.54%の削減となっております。同様に、翌1月、2月、3月を比較しますと、それぞれ1月18.82%、2月11.51%、3月18.20%の削減となっております。なお、冷房期間の令和3年6月、7月と令和4年6月、7月を比較しますと、令和3年6月の電力使用量は7万9,326キロワットアワーに対しまして、令和4年6月の使用電力量6万4,224キロワットアワー、率にして19.04%の削減となっております。

以上でございます。

（田中）お金をかけても工事をして結果が出たかなというふうに考えるところです。

それでは、次の質問に行かせていただきます。86ページ、定住促進事業なのですけれども、ここも3世代同居の方のいろいろな条件がたしかあったと思うのですけれども、実質的にそれをクリアして、どの程度支払われたかということをお聞きします。

（総合政策課副参事）三世代住宅取得等補助金の内訳についてお答えいたします。

まず、転入された方、転居された方、3世代転入された方、区画整理地内に転入された方などの様々な条件がございまして、まず補助額が15万円となります転入につきましては40件で600万円、補助額10万円となります市内転居につきましては40件で400万円、補助額30万円となります3世代での転入につきましては5件で150万円、補助額30万円となります区画整理地内での住宅取得につきましては、7件のうち2件が転入になりますが、7件で210万円の合計92件で1,360万円となっております。

以上でございます。

（田中）一応申請に来たのだけれども駄目だったという人の何か特徴みたいなものがあれば教えてください。

（総合政策課副参事）本補助金の交付要件が幾つかございまして、まず大前提といたしまして、3世代同居または近居のために市内に住宅を取得することが一つございます。また、出産予定を含め義務教育終了前のお子さんを扶養していること、また住宅取得に伴いまして世帯全員が市内に居住している状態になるということという条件がございまして。補助金につきましてはいろいろお問合せ等いただいておりますが、お子さんがいらっしやらなかったり、ご両親がお住まいでなかったり、3世代という条件を満たせなかったりというケースがございまして。

以上でございます。

（田中）それでは、次に284ページ、やさしさ支援課の消費者相談事業について、内容をお聞きします。

（総務部参事兼やさしさ支援課長）令和3年度の消費生活の相談件数が393件で、主な相談内容は、多重債務や借金に関する相談が35件、通信販売で化粧品や健康食品などを安いからと購入したところ、定期購入が条

件となっていて、２回目以降に高額な請求をされたという相談が33件、それから雨どいや屋根の修理を勧誘されて高額な契約をしてしまったという相談が24件、新聞の契約に関する苦情が9件などとなっております。以上です。

（田中）今ちょっと話題になっている統一教会に関するもので、いろいろなものを押しつけられた、買わされたとかという関係の相談はあったのでしょうか。

（総務部参事兼やさしさ支援課長）特定の法人、事業者等に関する相談の有無や内容についてはお答えできませんが、過去5年の相談記録の中で宗教に関するご相談はありませんでした。

以上です。

（田中）以上で終わります。

（金子）それでは、令和3年度の一般会計の歳出ということですね。お願いいたします。

初めに、74ページのところの人事給与・職員総合事務システム事業についてでございますけれども、やはり去年との比較とかを含めてお答えいただければと思うのですけれども、この中で13、使用料及び賃借料ということで、単純に見ていきますとシステム使用料が1つ、それとあと電算機器・システム借上料ということで、これ確かに内容的なものは違うのだとは思うのですけれども、違うのですよね。ちょっとこれについて。それともう一つ、この中の会場の借り上げ料、金額的には少ないのですけれども、どこか借りてそのシステムを置いているということで借り上げ料ということでこれを支払っているのかどうか、そちらの内容についてちょっと詳しく説明をお願いいたします。

（総務部参事兼職員課長）お答えいたします。

人事給与・職員総合事務システム、令和3年の3月に新しいシステムに更新をしております。そうした中で、システムの使用料につきましては、新しく機能が追加されて新しい機能になっていることと、クラウド形式になっておりまして、その利用料金が旧システムと違ってかかっているところがございます。

それから、借り上げ料のところにつきましては、それほどの、4万程度の月額の違いなのですが、一番大きな理由につきましては、システムの使用料、クラウドサービスの部分が多いというところがございます。

会場の借り上げ料につきましては、新しいシステムを導入しまして、職員にその使い方、操作の方法、いわゆる庶務事務のシステムの分なのでございますけれども、出退勤の管理の部分で、庶務的な部分としましては各種届出ですとか、時間外勤務の入力の仕方ですとか、そういったものを一度職員を集めて、クレアこうのすを借りて説明会を実施した、その借り上げ料でございます。

以上です。

（金子）そうしますと、システムのごことは分かりましたけれども、会場を借り上げということで、それは説明会みたいな、操作説明会ということで、それは例えば、これは結構、3万ということになると、クレアですから、何回も行われたわけだとは思っておりますけれども、その回数とかをお聞きいたします。説明会の回数とかですね。分かりましたら。

（総務部参事兼職員課長）すみません。何回かには分けて実施をしておりますけれども、回数までは、申し訳ありません、ちょっと手元に控えがありません。

（金子）何回も行われたということでよろしいですね。分かりました。その額に見合った回数を行われたということで理解いたします。それとあと、この中で、これとは別なのだと思うのですが、保守の管理料とか委託料とか、そういう感じのものはこれには含まれるのでしょうか。それとも、なくてもよろしいのでしょうか。そこのところをお伺いします。

（総務部参事兼職員課長）旧システムではサーバーを庁舎内に置いていたのですが、今度はクラウドに替えた関係で庁舎内にはサーバーを置かないようになりましたので、その保守が必要なくなったというところがございます。

（金子）分かりました。了解です。

次ですけれども、84ページのところの本庁舎維持管理事業というところ
でございますけれども、このところでは先ほど前任者のほうからの質問
ありましたけれども、14の項目の工事の請負料、空調機器の整備工事と
かのところは結構大きい金額になっていると。その関係で大幅増という
ことで理解したのですけれども、その中で今回工事請負の中の空調機器
の整備ということで行われて、そのこのところの例えば、先ほども質問し
たのですけれども、保守の管理料とか、そういうふうなシステムのメン
テナンスとか、そういうものというのは、これはこれからということ
でよろしいのか。

それともう一つ、委託料の中で入っているガスヒートポンプシステムメンテ
ナンス保守委託料、これとの関連というのはあるのでしょうか。今回工
事請負ということで、空調機器ですので、空調機器もよくガスヒートポ
ンプを使っのシステムとか、いろいろそういうのが導入されている自
治体もありますけれども、その内容等についてちょっと詳しくお伺い
いたします。

（財務部参事兼資産管理課長）本庁舎の空調の管理のところについてお
答えいたします。

決算書の委託料の冷暖房空調設備保守点検業務委託料なのですが、こち
らのほうが、これがもともと本庁舎のほうはセントラル空調になってお
りまして、冷房と暖房を時期によって入れ替えるシステムになっており
ます。夏になると暖房から冷房に機械のシステムを入れ替えて、この入
替えを行わないと冷房として機能しないというような形になっておりま
して、昨年度というか、令和2年度は夏から冬へ、冬から夏へ2回やっ
ていたところで、令和2年度の決算金額としては63万1,400円になってお
るのですが、昨年度は冬から夏に切り替えて冷房を行ったのですが、そ
の後空調の入替え工事を行いましたので、今度夏から冬への切替えとい
うのがなくなっておりまして、そのために、1回分ですので、ちょうど
半額になっておりまして、そこでこの業務委託料が31万5,700円と、令
和2年度の半分になっているというようなことになっております。

それともう一つ、ガスヒートポンプですが、こちらのほうは新館のほう

の空調機器がガスを使った空調システムが主に入っております、こちらのほうの保守点検委託料というふうになっております。

以上です。

(金子) 分かりました。そうしますと、今回やった空調の機器の整備工事ということで、これとの関連ということで考えると、このガスヒートポンプのシステムメンテナンス保守委託料というのは同じというか、今まであるものについての空調の委託料の範囲であるということで、今度の新しく整備しましたよね。空調機器整備工事ということで行ったものについては、これからということで考えてよろしいでしょうか。

(委員長) これガスヒーポンと書いてあります。ヒーポンです。

(金子) ガスヒートポンプ。ちょっとそこの整理していただいて。分からないので。

(財務部参事兼資産管理課長) ガスヒートポンプのほうにつきましては新館のほうの空調整備ですので、今回はいじっていないところですので、一昨年度、昨年度と同じことになっております。

(金子) 理解できました。こっちは本館だ。ですが、新館ですよ。分かりました。整理できました。

次ですけれども、やはり同じ84ページの下のところ、庁用バス運行管理事業ということで、先ほど18台とか何か言っていました。18台ということでございますけれども、これは使用状況と考えると、コロナの関係もあるのですけれども、去年よりも結構増えているのではないかなということで、利用されている、運行されているというふうな状況でございますけれども、この運行状況について、これ委託料というところで考えると、その台数に応じて委託されたということで料金が多くなったということで考えてよろしいのかお伺いします。

(財務部参事兼資産管理課長) こちらの庁用バス運行管理事業につきましては、令和2年度は保育課の年長児遠足の8台のみでした。令和3年度につきましては、5つの事業でバスの利用台数が18台となっております。具体的には、保育課の年長児遠足として8台、教育総務課の笠原小学校と鴻巣中央小学校の交流事業として、これ7日間行われたのですが、

それで各1台ずつで計7台、スポーツ課の聖火リレー観覧事業として1台、学校支援課の初任者研修として1台、こども応援課の子ども会ジュニアリーダー資格認定研修講座として1台、これで合計で18台となっております。

以上です。

(金子) そうしますと、あまりコロナとは関係なく利用されているということによろしいわけですね。

それでは、次ですけれども、86ページ、これは市民が主役の……その前か。その前に、86ページの同じところで若手職員政策研究事業ということで、これについて、金額的には7,216円ということですが少ない額なのですが、これはやはり若手職員の政策研究ということで、これから市役所をしょって立つ方たちでございますので、もう少し活発に行っていたきたいと思うのですけれども、これ実績とか今後についてちょっと伺いたします。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 若手職員政策研究事業、こちらについてお答えをさせていただきます。

実績といいますと、昨年、令和3年度の研究なのですが、窓口における外国人への対応、多言語対応に関する研究というものを1つ、それと内部事務の改善になりますけれども、庁内にあるグループウェア、そちらの中にメッセージ機能というものがあるのですが、そちらをさらなる普及をさせようというところで研究をいただきました。そちらの研究の結果で、令和4年度の当初予算において言語の壁のない市役所の実現に向けた多言語音声翻訳システム、こちらをご審議いただき、お認めいただきまして導入させていただき、市民課、国保年金課、保育課など14の部署で活用できる体制を整えさせていただいたところが実績になるのかなと考えております。

今後なのですが、こちらの事業、事務的な経費と、先進地等の視察をこれまで、コロナ前まではやっていたのですが、ここ数年コロナの影響で先進地の視察ができないということから少額な予算執行となっております。

以上です。

（金子） それでは、コロナが収束というかをしたら大いに活動していただければと思います。

次に、その下の市民が主役のまちづくり地域懇談会事業ということで、こちらですけれども、先ほどの話では市と自治会との懇談会ということでございますけれども、それを何回行って、自治会ですので、自治会の会長等がおいでになっていると思うのですけれども、今回市長とかのお考え、施政方針とかにもありましたけれども、市民と共にということでございますので、これを結構活発化すれば非常に、今までもこういうふうな形で市民との、市民が主役ということで頑張っていましたので、やはりこれからも市民が主役ということでされるのかと思うのですけれども、その実態と今後についてちょっとお伺いいたします。

（市長政策室参事兼総合政策課長） 市民が主役のまちづくり地域懇談会事業についてお答えさせていただきます。

この中で開催実績を申し上げさせていただきますと、昨年度の開催状況なのですけれども、地区名を申し上げますと、馬室地区、田間宮地区、笠原地区、常光地区、松原地区、吹上地区、こちらの6地区で開催をさせていただきました。合計71名の自治会長さんたちにご参加いただきました。残りの地区、鴻巣地区、箕田地区、赤見台地区、川里地区に関しては書面開催という実績になっております。

今後なのですけれども、これも新型コロナウイルス感染症の影響で人を集めて会議をすることが難しいと判断される自治会の皆様方も多いことから、今後、コロナの状況にもよりますけれども、よりよい形にできるように検討をしていきたいと考えております。

以上です。

（金子） そうしますと、今の会場で行った地区以外に、リモートということで開催されたということによろしいのでしょうか。

（市長政策室参事兼総合政策課長） 書面開催という形で我々のほうでお出ししております。

（金子） 分かりました。すみませんでした。書面ということでね。今後

については、何かうまくリモートとかシステムを使っても会議型のものがあれば、そのほうが活発にできるかなとも思うのですけれども、それもちょっと考えていただければと思います。

次に、90ページです。90ページのところでは笠原小学校跡地利活用研究事業ということで900万取っておりますけれども、この中で委託料が主ですので、この進捗状況ということと、詳しい内容、これをお聞きいたします。

（市長政策室参事兼総合政策課長）こちら笠原小学校跡地利活用研究事業の委託料なのですけれども、笠原小学校の跡地利活用調査委託料となりまして、事業のどういったものを行ったかというか、成果なのですけれども、地域住民の方へ意向把握としてのアンケート調査、懇談会の実施、それとサウンディング調査として民間ニーズの把握を行いながら跡地利活用基本計画を策定させていただきました。そのことで地元の皆様に鴻巣市のほうで笠原小学校の跡地についてどのように考えているのかお示しできたことが実績になったのかなとは考えております。

今後の取組状況ですが、現在、民間事業者への貸出し等に向けて募集要項の条件を調整しております。準備が整い次第、公募を開始させていただきます。跡地利活用基本計画に基づいた地域活性化に資する提案であるかとか、そういったところを審議した上で優先交渉事業者を選定していきたいというふうに考えております。

以上です。

（金子）分かりました。これから業者選定ということの動きがあるということですのでよろしいわけですね。分かりました。

次ですけれども、114ページに行きます。やさしさ支援課の中の相談事業でございますけれども、先ほどこれについても昨年に比べて、昨年350万ぐらいだったので、今年、今回520万ということでございますので、やはり増えた要因ということで、その実績内容、相談内容を分かる範囲で、分かる範囲というか、答えられる範囲で結構ですので、お聞きいたします。

（総務部参事兼やさしさ支援課長）相談事業における支出の増加につき

ましては、令和3年9月議会で補正予算対応しました生理の貧困対策として生理用品を購入したことによるものです。生理用品等の購入費用が147万5,000円でしたので、それが増加分となります。

以上です。

(金子) その購入費用が需用費として大きいということですね。結構です。

それでは、次に118ページ、結婚支援事業ということで、こちらもやっぱり負担金、補助金、交付金、これが結構大きいし、その中でやはり結婚新生活支援補助金が大幅に増えたということは、補助金を支出されたということは非常に活発に行われているということですのでよろしいかと思うのですが、こちらのほうの実績と今後についてをお伺いいたします。

(総務部参事兼やさしさ支援課長) 令和3年度の補助金のほうの実績は、24世帯に921万円の結婚新生活支援補助金を交付しました。令和2年度と比較して12世帯の増加、補助金交付額は616万8,000円増加いたしました。今後はとのご質問ですが、令和4年度は予算を300万円増額し、リフォーム費用も対象経費として拡充しましたが、賃貸費用については、家賃と共益費は3か月分を上限といたしました。予算の範囲内の補助となりますので、より多くの方に補助できるように配慮しています。今後も国の制度拡充に準じて実施をしてみたいと考えております。

以上です。

(金子) 今後についてですけれども、条件とかであるかと思うのですが、本市独自のと言っはなんですか、もっと柔軟なという形であればもう少し増えるのかなと、また予算取りしてもらいたいと思うのですが、このような点についてはどうお考えでしょうか、お伺いいたします。

(総務部参事兼やさしさ支援課長) 国からの補助金、歳入のほうの補助金になりますが、そちらも最大限歳入を受け入れるという部分では、国の条件を超えてしまった部分については市の財源となってしまいますので、そちらを超えない範囲で最大限の補助をできるようにしているところではあります。

以上です。

(金子) 範囲内ということですのでけれども、私は超えてもよろしいのかなと思うのですけれども、その点については現状ということで理解いたしました。

最後については、質問では406ページの償還金のほうの管理事業のところも出したのですけれども、ただ先ほど事務費ということでお答えがありましたので、これはちょっと省略いたします。

以上で質問を終わりにいたします。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時47分)



(開議 午前11時05分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(坂本) それでは、質問させていただきます。

86ページの、先ほど前任者が質問していましたけれども、若手職員政策研究事業ですけれども、昨年度の内容は大体言われたかなと思ったのですけれども、何年かもうやっているわけですけれども、今までにやられてきた事業、その成果として採用された事業を幾つか挙げていただければと思いますが。今までの中で。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 過去のちょっと実績を申し上げさせていただきたいと思います。平成30年度なのですけれども、翌年度に控えています市制施行の65周年記念事業の企画立案をさせていただいたもの、それと令和元年度に関しましては、その実施をさせていただきました。平成30年度に関しましては、そのための研究事業として7万7,000円の支出をさせていただきました。令和元年度は、事業実施ということでしたので、約200万円の支出をさせていただいています。令和2年度と3年度に関しましては、コロナウイルスの感染症の影響がありまして、令和2年度に関しては事務費もかからずゼロ円だったと。ただ、研究事業自体は同じような形でやらせてはいただいております。

以上になります。

(坂本) 前に駅の待合のときの、ありますよね、音楽が。ああいうのをやったような記憶があるのだけれども、そういうのはなかったかな。そうではなかったかね。どうでした。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 坂本委員のおっしゃっているのは駅の発車ベルのお話かと思うのですけれども、すみません、やった記憶は多分、自分も当時財政課にいたときにどこかの中でやった記憶はあるのですけれども、この事業で実施したかどうかというのは、ちょっとすみません、申し訳ありません、把握しておりません。

(坂本) こういう若手の勉強会というのは本当に大事なことなので、今回予算が少ないなと思ったのはやっぱりコロナの影響だということで、でもできれば行政視察のような形でよそのいいのを見たいということなのです。だから、その辺をもし本当に考えるのであれば、例えばこういう委員会の視察なんかで議員が行きますけれども、そういうところに若手も連れていくと。本当、部長もいいのですけれども、そのくらいの予算を組んで、やっぱり次の世代のそういうリーダーをつくっていくということは大事だと思うのです。だから、部長ももちろんいいのですけれども、一緒にもう一人若手を連れていくと。最低年間4人ぐらいは行けるわけですから、それに、そういうことをやっていくことで新しい時代を切り開いていくという方向も見えてくるかなと思うのです。どうでしょうか、こういう提案は。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 坂本委員のご提案いただいた件なのですけれども、なかなか今、若手を通常の会議、打合せのために通常業務の時間に会議を開いて、職場を抜けてきていただいているという状況を取って、各ところから派遣していただいている課には多少ご迷惑をかけている状況になります。そのほかにさらに議員さんとの随行で視察となるとまた日数を取ってしまうこともありますので、すみません、そこらはちょっと今のところ難しいというふうなお答えになるかなと思っております。

以上です。

(坂本) 分かりました。それについては、だんだんそういう方向が見え

てくれればいいなと思いますので、ぜひ努力をしていただきたいと思います。

では、次へ行きます。同じ施策のところでも88ページ、シティプロモーション事業についてなのですが、この事業、シティプロモーションの一番の基本的な目標というのはどこにあるのですか。

(総合政策課副参事) シティプロモーション推進事業につきましては、昨年度シティプロモーション推進方針を策定いたしまして、その中で、これまでのシティプロモーションは、まちを知ってもらい、移住者を呼び込むことを目的とした行政主導のものが中心だったかと思うのですが、このたび策定した推進方針におきまして第一としていますのは、市民の皆様にはまずまちを好きになっていただきまして、住み続けたい、関わりたいと思っていただくことを目的とした市民協働による取組を目指すということを第一としております。その上で、基本的な考え方をシビックプライドの醸成、シティセールスの実践と定義しております。そして、この2つを効果的に推進するために、推進力、魅力、発信力を関連づけながら拡大させていくことを行動指針として定めております。以上でございます。

(坂本) いろいろ今細かいことまで言ったようだけれども、私自身もそんな勉強不足なので、あんまりそういう何かの言葉一つ一つの、シティプロモーションだとかなんとかというのは、そういうふうに言われると何だろうなと思うときがあるのです。市民の方が聞いて、ほとんどの方が分かりますかね、そういうシティプロモーション事業がどうなのだというのを。そうではなく、鴻巣の魅力を発信するのだよとか、そういう日本語で出せるような、そういう事業名にできないかなと私は思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

(総合政策課副参事) 今年のその推進計画を踏まえまして、具体的な取組といたしまして、今年度の事業になりますけれども、まず10月1日にシティプロモーション推進フォーラムということで、市民の皆さんをお招きいたしまして、まず市に対しての愛着醸成の機運を高めるためのきっかけとしていきたいと考えております。

また、昨年度に引き続きまして、鴻巣高校、鴻巣女子高、ものづくり大学、そして吹上秋桜高校の生徒さんにご協力いただきまして、吹上駅におきますフラワーデザインアート、昨年度は鴻巣駅で行いましたけれども、同様のものを実施していきたいと考えております。

また、さらに今年の春オープンいたしました市役所入り口にありますにこのすにおきまして、毎月1回オープンミーティングということで、市民の皆さん自由にご参加いただけるざくばらんな形での意見交換会、そういったものも毎月第1土曜日に実施しておりまして、そういった形でまずは市民の皆さんが自身がまちづくりのプレーヤーになりまして、市が主導ではなくて、自身がSNS等を利用して市の魅力を発信していただくような、そういった流れに持っていくような形で取り組んでいるところでございます。

以上です。

（坂本）今言った10月1日の、私も案内があったので、申し込んで、行こうとは思っているのですけれども、市長が新しくなって初めてそういう催しをやるのかなと思うのだけれども、ぜひそれは成功させていただきたいなと思います。先ほども言ったとおり、私自身はそんなに本当に英語なんかもよく分からないところもあるので、勉強していないから、そこまでは、だけれども市民の皆さんも結構そういう分からないよという人も多いと思うのです。だから、市がやる事業は、この名前の事業はこういうものだと分かりやすいような、そういうものがあればもっといろんな人が興味を持ってくれると思うのです。それがやっぱり地域の活性化につながっていくと。やっぱり一人一人の市民がいろんなことを考えながら、では市の事業に自分はどう携わるか、関わるかということを考えて思うのです。その辺をしっかりとやらなければ市の宣伝はできないと。市がやっぱり魅力、さっき言ったとおり自分が主役だというふうに思えるような、そういうまちづくり、そういうことを意識させるような事業展開をしてもらいたいなと思っているのです。だから、鴻巣の一番の魅力は何だと、こういう市民がいっぱいいいて、住みやすいところだよというような、そういう方向で本当に持っていければ一番いいと思

うのですけれども、ぜひそういうことを実現できるようにお願いしたいと思いますが、これはお願いしてしまうとうまくないので、ぜひそういう努力をしていただきたいが、どう思いますか。

（総合政策課副参事）坂本委員おっしゃるとおり、市民の皆さんがもう自ら市の魅力を発信したいというふうに思っていただけのような取組を今年度から推進方針に基づいて始めたところですが、来年度以降につきましても、そのような形でもっと加速させていけるように事業展開してまいりたいと考えております。

以上でございます。

（坂本）では、次に行きます。

次、笠原小学校の跡地のことですが、今年度、予算的には900万ですか、かけていたということで、その費用の中で地域のアンケートを取ったりというふうなことあったと思うのです。そこで出た主な地域の意見というかな、それどんなものがあったか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）住民の方のアンケートのこの内容ということでご答弁させていただきたいと思います。

アンケート内容といたしましては、利活用の方向性や民間活力の導入について地域の皆様方にお伺いいたしました。結果といたしましては、利活用の希望といたしましては、高齢者福祉施設であったり、スポーツの合宿所、農産物加工販売施設などが上位を占めておりました。また、民間活力の導入についてのアンケート部門につきましては、導入したほうがよいという意見が多数を占めておりました。

以上になります。

（坂本）結局その地域から出た意見は、それを採用するというのではなく、改めて民間に貸し出すということは意見の一つだったかもしれない。だから、その民間を今募集しているという状況ですよね。だから、市が跡地利用をどういうふうにするという市の基本的な姿勢が見えないのです。例えば公共施設のまま置いておくのだとか、もう完全に民間に任せちゃうのだよということでやっていくのかも分からない。今回は民間に委託するということになるのと、もう完全に任せちゃうよということ

になってしまうと思うのです。だけれども、地域の要望とすれば、学校の施設あのまま残していただきたいと、あの建物はそのまま活用するのだというような方向だったですよね。それが本当に実現できるのか、そのまんま。今全然展望がないのです。何をするのだから全然見えない。だから、そこをもうちょっとしっかりと市が、市としてはこういう方針が欲しいのだと、でも市がやるよりも民間がやるのだから、その民間を募集するというのならいいのだけれども、何をやるかも何もないのです。その辺市としての考えというのはどうなのかなと、そこをお聞きしたいのです。

（市長政策室参事兼総合政策課長）我々市のほうの考えとしますと、アンケート調査でありました民間活力の導入、委員さんもおっしゃったとおりアンケートの中で導入というところが、導入したほうがよいという多数を占めておりましたので、まずは民間事業者の皆様が提案、うちのほうで募集要項を定めた中でこういった事業を実施したいという提案をいただく内容となると思います。その中で、これから審査の基準とかを定めていくことになるのですが、地元の方と交流ができるような事業者さんというのがまずは優先になるのかなとは考えておりますので、今現在この施設、この施設という具体的な名称というのは我々のほうでは制限をかける気はなく、民間の事業者さんが提案を、こういったもので地域の方とこういった内容で交流とかイベントとか一緒にやれるよという内容をご提案いただけるような募集要項になるのかなというのを作成しているところでございます。

以上です。

（坂本）では、最後にその条件というか、民間委託する条件のようなものになってしまうかもしれないけれども、最低限今まで地元で求めてきた、施設は、建物はそのまま使うということ、地域の役に立つ避難所だとかそういうのは当然だと思うのだけれども、そういうことの最低限の条件というのは市はどこまで考えているのか、それだけ教えていただきたい。

（市長政策室参事兼総合政策課長）詳しい条件というのはまだ定めてお

りませんが、原則としてあの施設をいじるということは考えてはおりません。お金をかけて何かするというのではなく、あのままの施設をそのまま活用していただける事業者さんを選定できればなどは考えております。

以上です。

（竹田）では、何点か質問していきます。

まず、資料請求をして、72ページの職員の任用の配置の問題と併せて、その配置が全体の時間外勤務にも影響しているのではないかという私のちょっと問題意識があるものですから、まず職員の異動の基準について考え方をお示してください。

（総務部参事兼職員課長）職員の異動の基準でございますが、毎年4月に行う定期人事異動に当たりましては、自己申告書であるとか、所属部署での在籍の年数、あるいは昇格のタイミング等を参考としまして異動を行っております。

以上です。

（竹田）というのは、もう1つの部署に10年くらい長くいる方も見受けられるのです。同じ部署で。かつ毎年異動になっている人もいる。申告制というけれども、申告もしていないのに毎年異動になっているよという方もいるものですから、それと併せて課長も替われば副課長も替わるという配置がこの間多くて、ちょっと申し訳ない、選挙管理委員の方は、たまたま今年選挙管理委員会のメンバーが替わって大変な苦勞されたというのを目の当たりにした開票立会人の人が、朝6時に行って、開票が終わったのが午前2時くらいだと。ああいう形でやったら本当に健康って心配だよなというふうにおっしゃっていたものですから、私も調べてみたら替わっていたということも含めれば、やっぱり大変な選挙実務、今年参議院選挙があつて、市長選挙がある、そういう実務があるときに、なぜ課の人を替えてしまうのだろうということがあつたものですから、やはり全体の仕事量と合わせて配置というのは非常に大事ななというふうにちょっと思うものですから、自己申告もしていないのに毎年替わる、在籍の年数が10年以上も同じポストにいるとか、そういう人を見ると、

もっと公正、公平な、そして適材適所について考えられないのか確認をします。

(総務部参事兼職員課長) 選挙の部分につきましては、今回、総務課長につきましては副参事のほうが総務課長ということで、総務課の経験が非常に長い部分でございます。それ以外の在籍年数が長い、在籍の職階が長いという部分について、昇格につきましては毎年行っております人事評価制度、これに基づきまして昇格を行っておりますところでございます。それから、毎年異動という部分もお話もありましたけれども、場合によっては短い期間で異動される方もおります。例えばですが、今年度は新採用職員30人を採用しております。新採用職員30人を各課に配置しますと、それに伴いまして若い世代の職員、2年、3年の職員が異動する場合もございます。あと、全体の職階のバランスというものも見ていかななくてはなりません。それから、ある程度の定期的な人事異動をして、いろいろな業務を行って資質を上げていただくというところもありますので、異動については細かいところまで見ながら配慮しておりますところでございますけれども、結果として昇格に至らない方もいらっしゃいますし、短期間で異動を、業務上の必要があったりして異動する場合もございます。

以上です。

(竹田) 任命されていくわけですから、断るわけにはいかないけれども、でもせっかく仕事を覚えてまた異動となると、また新たに仕事を覚えなければいけない。若手だったらまだ非常に柔軟に対応できるけれども、年を重ねてくるとその柔軟性というものは難しくなるので、そういう点からいうと、やはり職員の士気をそがないようなぜひ配置にしていきたいのと、それと併せてあまりにも異動が多いために仕事に慣れないために時間外勤務が多くなるという要因があるというふうに考えますが、そういうことはどのように評価されていますか。

(総務部参事兼職員課長) 異動が短くなることによりまして時間外勤務という部分が結びつきでございますけれども、やはり新しい業務に就けば、当初は当該事務を処理するためにある程度時間はかかる部分はある

ます。ただ、前任の方がいないと分からないということがないように、例えばもうこの同じ担当の中でも年数が長くなってくれば、そこはジョブローテーションを行いまして業務の引継ぎを行って、スムーズな移行が図られるというふうなこともそれぞれの部署で努力をされております。年度当初で忙しい部分でなかなか慣れないという部分もありますけれども、そこは引継ぎの関係、あるいはジョブローテーションということでそれぞれの所属で工夫をして対応しているというふうに認識をしております。

（竹田）時間外勤務について、各担当課ごとに出していただきました。この数字についてはどのように評価されていますか。時間外しないことが一番好ましいのですけれども、どのように評価されているかということと、その時間外から見えてくる職員配置について伺います。

（総務部参事兼職員課長）ご提示しました時間外の状況の中では、上位の課においては時間外勤務が多いなというふうな状況でございます。それぞれの業務の内容等を見ますと、昨年度一番時間が多いところではICT推進課だということでございますけれども、その中でDXの推進とシステムの更新等の業務がある中、そういったところにつきましては、例えば今年度ですけれども、人員を増やしており、経験のある再任用を配置というふうな対応等を取っておりまして、前年度時間外の状況も見まして職員配置というふうな部分も対応できる部分で対応しているところでございます。

以上です。

（竹田）デジタルトランスフォーメーション、DX推進法を鴻巣も積極的に早めにつくってやるという点では、今後はICT推進課は時間外が令和4年度に関しては減るというふうに見てよいのかどうか。

それとあと、併せてたくさん委託事業していますよね、ICTなんか特に。システム上の問題もあると思うのですけれども、専門の職員を配置する、DX推進法に基づいて、本来ならば自分たちでいろんなソフトのプログラムとかそういうものが作られなければならない時代になってくるといふふうに私は考えるわけです。そういう点からいうと、専任のI

C T 推進課にはおられるのかどうか、これをちょっと確認します。

(総務部参事兼職員課長) 令和3年度、ICT推進課につきましては51.3時間、1人当たりということで、非常に多いところでございます。そういったことから、経験豊富な人材ということで再任用を増員しております。そうしたところ、令和4年4月から7月までの状況ですけれども、令和3年度と比較しまして約350時間減少しているというふうな状況でございます。

専任の職員の配置という部分につきましては、職員課のほうとしては次年度の職員採用をするのに当たりまして各課に必要な人材あるいは資格者等の部分で照会をかけている中で、ICT推進課のほうからもたしか要望があったと思いますけれども、今年度の採用に当たりましては、それ以外の技術職の部分ですとかということで優先順位をつけさせていただいて職員採用の募集を行っておるところでございます。

以上です。

(竹田) とにかく今DXの時代というふうになって私たちは非常に苦労しているのですけれども、そういう点からというと、やっぱりDXとして活用するということは必要だというふうに考えるわけなのです。でも、それと合わせて、職員が機械に使われないようなふうにしていかないといけないというふうに思います。

あと、職員の健康管理の問題、108ページですけれども、職場安全衛生事業としてやられていますが、職員の健康診断、メンタルな部分も含めて、かつ職員が減っていて、今年非常に印象深かったのは、多分4月か5月に職員が1人辞めていますよね。退職していますよね。そう考えると、本当に退職が多かったけれども、再任用にならなかった、手を挙げなかったという人たちも中にはいると思うのです。だから、そういう点考えたときに必要な職員の配置の問題と、それからメンタルの問題についてお聞きします。あと、健康状態について。

(総務部参事兼職員課長) 職員の健康管理につきましては、毎年1回職員健康診断、それからストレスチェック等を用いまして状況を把握をしておるところです。健康診断につきましては、要検査というふうな部分

につきまして、ここはしっかり、真の健康管理ということで再検査の受診をしてということで年2回通知を出して、あと所属長ヒアリングの際には、もし未受診の者がいれば、それは必ず受けるようにということでお話をさせていただいているところでございます。

メンタル的な部分につきまして、職員の1人減っているというふうなところでございます。当該職員退職に当たりましては、状況をお聞きをしまして、年度途中の退職という部分もありますので、例えばいろいろな事情もあるかもしれないけれども、例えば年度末までの勤務というのは可能かどうかということでのお話等もさせていただいた中で、やはり自身のお考えというふうな部分もありますし、また自身の健康管理の部分もありますしということで、残念ながら退職の選択をされたというところでございます。職員の配置、全体的な部分につきましては、再任用職員あるいは任期付職員、また業務上必要な部分ということで会計年度任用職員等、こういったところで常勤、再任用、任期付、会計年度というところで効果的に配置ができるように考えて住民サービスの向上に努めてまいりたいと思います。

(竹田) メンタルで今休業されている方はおられるのですか。

(総務部参事兼職員課長) いわゆる分限休職ということで長期休職になっている職員は8人おります。

(竹田) ショックな数字ですよ、私から見ると。本当に。ということは、すごく皆さん真面目で、だからこそなかなか発散ができないという人が多いというふうに聞きます。本当に真面目な方が。ということは、8名のこの数字から見えてくる職場環境をどうよくしていくのかということが大事だというふうに思うのですが、では職場環境で何か、去年、おとしです、仕事、朝来たけれども、亡くなってしまった方がいらっしやいましたよね。その後の休憩室の改善というのは、去年はどのように改善されてきたのでしょうか。

(何事か声あり)

(竹田) 覚えていらっしやらない。認識ないということは、その程度の認識だったということですね。大丈夫。お答えになられますか。

(財務部参事兼資産管理課長) 休養室の件だと思っておりますけれども、職員等が急に体調が悪くなったりした場合に救急車が来るまで待ってもらったりというようなところが休養室というふうになっております。これにつきましては、一定以上の労働者を使用する場合には男性用、女性用区別して設けるといようなことになっておりまして、本庁舎新館につきましては男性用の休養室として本庁舎2階の休憩室を、それから女性用の休養室として本庁舎1階の休憩室と新館1階の宿直室を充てております。そのほかにも新館2階の休憩室内にパーティションで区切って簡易ベッドを置いた休養スペースも設けております。これらの部屋は、通常は休憩室として使用しているのですが、体調が悪くなった職員が発生した場合につきましてはこれを休養室として使うということで、札等を用意しておりまして、職員のほうにもそういった者、具合が悪くなった者が発生した場合にはそちらを優先するように通知を出しておりますし、休養室として使っている場合には、今は休養室として使っていますという表示を出すというようにしております。

(竹田) 分かりました。今のご答弁の内容は、諏訪議員に答えた内容と同じですよ。同じだということは、何ら問題意識がないと。もっと職員が、さっきの、片隅でベッドを置いたり、パーティションを置いたり、宿直室を休養室にするわけでしょう。職員の健康状態、かつ昼休みに休みたいと思っても横になれる環境でもない。よく机のこのところ、こんなふうになって休んでいる方もいますけれども、そういう点考えたときに、諏訪議員に答えた内容をそのまま今答えたということは、令和3年度は改善がされていないと私は受け止めますが、その認識でいいのかどうか確認します。

(財務部参事兼資産管理課長) この休養室につきましては、ふだんというか、常時使われるような部屋ではないので、なかなかこれを専用のスペースとして確保はしていないと。休憩室と兼用で使うと。それぞれの部屋は個室になりますし、横になる布団等も用意をしておりますので、休養室としての用途はきちんと確保されているというふうに考えております。

(竹田) 分かりました。これは、言うことは分かりました。今後ちょっとまたいろんな機会があったら質問をしていきたいというふうに思います。

先ほどの続きで、82ページの本庁舎維持管理事業の中です。ここは、新庁舎の1階は保育課があったり、こども応援課があったりとかするので。この間北本に行きましたら、子ども用の便座が多目的トイレの部屋に置いてあったのです。鴻巣でも子ども用の便座というかが必要だというふうに私は思いますが、この件についての対応についてお聞かせください。

(財務部参事兼資産管理課長) この件につきましては、去る8月4日の日に竹田委員さんよりお話をいただいておりますけれども、本市においても鴻巣保健センターのほうには幼児用の補助便座を設置しております。こちらにつきましては、令和元年度に鴻巣保健センターのトイレを改修した際に担当の職員のほうから、幼児健診などにおいて利用が見込まれるというような考えから設置をしております。本庁舎のほうにつきましては、保健センターでは幼児健診などの際に多くの幼児が来られて、そこに一定の時間滞在するというようなことから設置しておりますが、本庁舎とか新館につきましては、幼児便座を使用するような年齢の来庁者は保育課などへ申請に来られた方のお子さんなどが考えられるのですけれども、滞在時間もそれほどは長くなく、また設置についての要望等も現時点ではないことから、今のところ幼児用の便座については設置する予定はございません。

(竹田) そういうのが鴻巣市の姿勢だということがよく分かりましたので、次の質問に移ります。

88ページの市民が主役のまちづくり地域懇談会事業で他の委員が質問しました。これは、市民が主役のまちづくり事業として非常にいいとは思いますが、自治会長だけが対象なのです。ちょっと市の認識について伺いますが、まちづくりの主人公は自治会長だというだけの認識でいいのでしょうか。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 市民が主役のまちづくり地域懇談会

の関係について回答させていただきます。

この事業に関しましては、自治会長さんがお越しいただいている、なかなか市民全員の方にお越しいただくというのが難しい中で、地域を代表していらっしゃるという形で自治会長さんにお越しいただいております。当然、まちづくりの基本としては市民の方が中心になっていただく。ただ、会場とか日にちの都合という状況で自治会長さんという形で今のところは、現在は実施をさせていただいているところです。

以上です。

（竹田）ということは、自治会長懇談会にすればいいのです。市民が主役のまちづくりというのは当たり前のことで、そうしたら誰の意見も聞いてもらえるのだと思っているけれども、参加対象は自治会長だけしかしていないわけでしょう。ですから、実態に合わせたネーミングにしたらいかがですか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）すみません。先ほど私の答弁の中で自治会長のみというようにお話をさせていただきましたけれども、地域によっては民生委員さんであったりとか、社協の方ですか、そういう方も参加いただいているというふうなことです。すみません、ちょっと修正をお願いします。

ネーミングというお話ですけれども、自治会長さんとか、今回お越しいただいている皆様方が地域の中心になっていらっしゃる方、地域の課題とかを把握されている、要望とか、要望というのですか、地域の課題とかを、全てではないとは思いますが、集約されてお越しいただいているということから、自治会長懇談会というわけではなく、一応市民が主役のまちづくりというところのネーミングをさせていただいているところです。

以上です。

（竹田）続いて、92ページ、94ページ、96ページ、これICT関連です。それと98ページまで、これICT推進課のことですが、独自のセキュリティー対策と職員の育成について先ほどちょっと触れていますが、あと委託先についてそれぞれ伺います。

(ICT推進課長) それでは、独自のセキュリティー対策というところ
でございますが、どこまでが独自かというところはあるかと思いますが、
まず職員が通常業務として利用しているパソコンですとか、業務シス
テムで使っているような端末、これらにつきましては基本的に、ノートパ
ソコンであれば、業務後は鍵のかかるような、施錠できるようなところ
に保管すると。また、デスクトップパソコンについてはなかなかそうい
った移動ができませんので、ワイヤーで盗難防止等の対策といったと
ころをしております。また、USBメモリーですとか外部媒体の接続の
制限といったような対策、特に個人情報扱うような業務システムの端
末、これらには外部媒体は接続できないような制限をしているところで
ございます。

また、重要機能室として位置づけられているサーバールーム、これも許
可された職員しか出入りができないような対策、それと内部での作業と
いうところで監視カメラの設置、そういった対策を取っているところで
ございます。

また、以前はパソコンから印刷物というのはプリンターに指示をすると
どんどん出てきてしまうというようなことがありましたが、今現在は、
印刷の指示をしたら、複合機、プリンターのところに行って認証してか
らでない印刷物が出ないというようなところで、印刷物の放置、そう
いったところの対策というところをしております。

また、職員の育成というところでございますが、一般的に情報漏えい等
が発生するといったところでいきますと、おおむね8割程度がやっぱり
人的ミスによる原因が多いと言われております。原因としては紛失です
とか誤操作、管理ミス、そういったところが主な原因と言われてござい
ます。こういったことから、職員の情報セキュリティーに対する意識
の向上と、こういったことが非常に必要だという認識をしておりますの
で、全職員を対象に、J-LISの主催しているeラーニングになりますが、
これを全職員に受講するような形を取っております。また、各課
にセキュリティー主任といって各課のセキュリティー状況の把握ですと
か、そういったところの職員を配置しておりますが、その職員への研修

をしてございます。また、年2回ほど全職員に対して、自身がセキュリティー対策の知識、取組、こういったところを振り返っていただくということの意味合いも含めて、アンケート方式によってそういった知識ですとか、そういったものの意識づけというところで行っております。また、各執務スペース、こういったところのふだんの状況というところをセキュリティー監査というような位置づけで年に1回実施をしております。その際に若干問題があるようなところがあれば、別途各課の所属長に連絡して対策を、改善を求めているというところでございます。続きまして、窓口電子化推進事業とDX推進事業、こちらに関しては委託先ということによろしいでしょうか。まず、窓口電子化推進事業につきましては、総合行政システム、住基ですとか、住民税とか、そういった総合行政システムを導入しております株式会社両毛システムズに委託をして、構築、導入をしている状況でございます。DX推進事業のほうでございますが、DX推進事業のほうではAI-OCR、RPAというようなICT技術のシステムの導入をしておりますが、こちらが富士通Japan株式会社になります。もう一つ、音声テキスト化システムの支出がございますが、こちらは埼玉県スマート自治体推進会議において調達をしたものでございますが、県内市町村で共同で利用するような方式を取っております。こちら全自治体が使っているわけではなく、5月末の状況ですと県内26団体が利用しているという状況ですので、利用団体と株式会社アイネスという業者での直接契約の状況でございます。以上です。

(委員長) 竹田委員、もう時間なので、最後にしてください。

(竹田) ICT推進課の窓口業務の電子化推進事業による効果ですけれども、書かない窓口が始まりました。確かに書かなくなったのですけれども、いろんな書類が発行されるまでに40分お待ちくださいとか、20分お待ちくださいというのがずっと掲示されているのです。お客さんがいなくても40分とかと出ているものですから、本当に効率が上がっているのかどうか確認します。

(ICT推進課長) 書かない窓口の導入効果でございますが、これは実

際に業務を行っている市民課から上がってきた数字でございますが、まず単純な証明発行、住民票ですとか、そういったところの証明発行につきましては、おおむね導入前が12分程度かかっていたというものが導入後平均で9分程度に短縮ができているというところでございます。転入等の異動届に関しましては、従来平均で40分程度かかっていたものが35分程度ということで、若干短縮をされているというところでございますが、異動に関してはお客様のそれぞれの内容に応じてやはり若干時間がかかるという場合もあると聞いております。ただ、システムを導入したことによって、まず今までお客様に記載台で記載をしていただいた部分がヒアリングで申請内容を把握できるというところで、書き直しですとか記入漏れ、そういった手戻りがないために、その申請のところのやはり時間がかなり短縮できていると聞いております。

以上です。

(委員長) では、暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11時52分)



(開議 午後零時58分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(中野) それでは、歳出についてであります。まず委員長にお聞きしたいのは、財産に関する調書であるではないですか。これは歳出の中でやっていいですよ。ページ数でいうと四百何ページだから。それでいいですよ。

(委員長) 大丈夫です。

(中野) そうすると、それらを含めて4点、5点になるわけですが、その前に職員人件費について、これ通告していないのですが、これ昨日頂いているものですから、通告締切りに間に合わなかったものですから、今日ちょっとやらせていただきます。

それは、先ほど田中委員だったかの質問で、会計年度任用職員の人件費について、令和2年度と令和3年度のが出てきました。これは職員課が所管する以外の人件費、全ての課のということで、令和3年度は6億

8,800万、令和2年度が5億8,100万で、前年と比べると1億700万増えたという答弁がございました。私が質問したいのは、この会計年度任用職員、人数も多いし、そういう点ではやっぱり、人件費とは直接関係ないにせよ、これらを含めて、では鴻巣として人件費全体的にどのぐらいかかっているのかというようなことを知るためには、今申し上げました会計年度任用職員、別刷りでもいいです。これのフォーマットがもうできてしまっているから、そのフォーマットに基づいて年度を入れ替え、数字を入れ替えて作ってきていると思うの。会計年度任用職員のやつはないわけですから、そういう点で新たなフォーマットでぜひ、2枚になってもいいから、提出いただきたいと。その理由は、1つは総務関係で、田中さんだったかな、前年に比べて増えていると。これは任用職員が増えたからではないかと思うけれどもという質問あったけれども、そうではないのだと、減ってはいるのだけれどもという答弁があったと思うのです。誰しも額が前年に比べて増えれば人数が増えたというふうに判断するわけですから、そういう点ではその辺のことも含めて、これと同様に、やっぱり細かくこれ書いてありますので、ということをお次年度から出すべきではないかと思いますが、その点について伺っておきます。

（総務部参事兼職員課長）お答えいたします。

会計年度任用職員の人件費の部分につきまして、報酬、期末手当、社会保険料等の共済費がございまして、そういった項目立てをして、全体の部分をこの中に、中というか、A3判の下に入れるかどうかというところもあるのですけれども、作成して、ただ切り分けができない費用弁償等については、ちょっと注釈等をつけて表示ができるようにして検討してまいりたいと思います。

（中野）分かりました。

それでは、前通告したとおり進めていきます。

最初に、歳出関係では407ページの12款1項1目、そして12款1項2目、これは何かというと公債費の元金償還金並びに利子償還金の件数及び元金償還費と利子償還費の内訳ということで、さらにはそのことによって残額がどうなっているのかということをお聞きしたわけですが、これは

決算報告書の39ページに実は載っているのですけれども、これは実は目的別なのです。それともう一つは、借入先も載っています。そうでなくて私が言っているのは起債別。起債別もやはり、例えば今年度でいえば全部で四十何億だったかの返還しているわけです。そうすると、その四十何億だけれども、それは、では起債別で何が幾ら、何が幾ら、何が幾ら、元金、利子、そしてその起債の現在残額は幾らあるのだというようなのがやっぱり必要だと思うので、目的別ではなくて起債別、目的別あってもいいですよ。起債別の元金あるいは利息の償還金、今回でいえば合計四十何億ですから、したがってその起債別の残金がそれを返したことによって幾ら残っているのだというようなのをやっぱり今後、決算報告書でも結構ですが、そこに載せたほうがいいのではないかと思っていますので、その辺のことについてまずお聞きしておきたいと思います。

（財政課長）今中野委員よりご質問いただいた案件ですけれども、実際今、目的別、また借入先別という形で以前より載せさせていただいているという形で、そこにつきましては今までどおり継続をさせていただければと思います。

先日、若干ちょっとお話を伺いさせていただいたときに、起債別、国の地方債の借入れメニュー別ということでの話をいただいたので、そちらのほうをまとめてきたのですが、ご報告させていただく形でよろしいでしょうか。どうですか。

（中野）今の答弁であったように、令和3年度の資料はできているのかどうか。できていれば、それに基づいて答弁いただきたいと思います。できていないのだったら、次年度以降そういう起債別のをやっぱりきちんとすべきだと思っているのですが、それについて再度答弁を求めます。

（財政課長）中野委員よりお話しいただいた案件、取り急ぎまとめさせていただいたところでございます。今後につきましては、またちょっとその件数等に関して、また起債別のメニューに関しては検討させていただければと思います。

この場で、まず順番でお話をさせていただきます。県、国のほうへ協議をさせていただいている地方債のメニュー、今大分類でまず12項目ござ

います。さらに、例えば一般単独事業債というのがありますが、この中に合併特例債ですとか、新しい緊急防災・減災事業債、または地方道路等整備事業債等など含まれているような形で、これをそれぞれ細かく話していきますと、それだけでお時間がなくなってしまうかと思うので、12の大分類でお話をさせていただいて、さらに合併特例債、ではどれぐらいあるのというようなお話をいただければ、さらにその件数と返した金額等をお話しする形でまずお話をさせていただければと思います。

まず、1番目としまして、公共事業等債、こちら償還元金としますと50件、金額としますと1億637万4,831円、償還利子が66件、金額としますと424万4,454円、令和3年の発行額が10件で2億520万、令和3年度の残額としますと、件数としますと76件の10億104万4,512円が残額になります。2番目としまして、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債、こちら償還元金はまだございません。利子が1件、2万1,900円、発行件数が1件、2,800万、令和3年度末の残高が2件で4,990万になります。

3番目が公営住宅建設事業債、こちら償還元金件数が3件、1,545万3,919円、償還利子が3件で67万937円、発行金額はございません。令和3年度末の残高が3件で2,211万602円になります。

4番目としまして、災害復旧事業債、こちら償還元金件数が3件の償還元金が987万5,000円、償還利子が3件で3万5,335円、発行額はございません。令和3年度末の残高が3件で2,792万5,000円。

続きまして、5番目としまして、緊急防災・減災事業債、こちらが償還元金が17件で1億2,770万1,313円、償還利子としますと17件で107万5,293円、発行額はございません。令和3年度末の残高が17件で1億5,226万2,304円になります。

6番目としまして、教育福祉施設等整備事業債、こちらが償還元金の件数が27件、金額が1億3,854万6,809円です。償還利子が38件、532万9,696円、こちら発行額が6件ございまして、2億6,340万、令和3年度末の残高が43件で17億3,927万9,105円になります。

7番目が一般単独事業債です。こちら償還元金の件数が259件、金額が

22億9,866万561円、償還の利子が296件で1億5,007万6,375円になります。発行額としますと9件ございまして、14億9,860万です。3年度末の残高が304件ございまして、192億2,932万3,952円になります。

8番目としまして、国の予算貸付けです。償還元金が2件で1,850万、こちらは利子、発行額等なく、令和3年度末の残高が2件で1億5,800万になります。

9番目としまして、減収補填債です。こちら償還元金がまだございまして、償還元金はゼロです。償還利子としますと、1件で2,401円、発行額はございません。令和3年度末の残高が9,595万7,000円で、こちら1件になります。

10番目としまして、減税補填債、こちら償還元金が14件ございまして、7,251万8,062円です。償還利子としますと、14件、56万7,670円です。発行額はございません。令和3年度末の残高としますと、14件で1億4,708万842円になります。

次に、11番目としまして臨時財政対策債です。償還元金が39件で17億8,241万8,167円です。償還利子は、45件で5,028万6,224円になります。発行額としますと、2件で19億8,249万4,000円になります。令和3年度末残高が45件で211億2,397万7,293円です。

最後に、都道府県貸付金です。償還元金、3件で1,556万5,000円、償還利子が4件で7,962円、発行額はございません。令和3年度末の残高としますと、4件で4,585万円になります。

トータルとしますと、償還元金417件に対しまして、決算額の45億8,561万3,662円、償還利子のほうですと、488件で2億1,231万8,247円、発行額のほうは28件で39億7,769万4,000円、令和3年度末の残高としますと、514件で437億9,271万610円という形になっております。

(中野)最後に今437億ということございましたけれども、委員の中にはちゃんと書き込んでいる人いますけれども、私そんなことできないので、今読み上げたのについては資料ができていると思うので、資料を請求したいのですが、委員長、取り計らってください。

(財政課長)体裁を整えまして事務局のほうにお渡しし、タブレットの

ほうにアップしてもらおうような形で取り扱わせていただければと思います。

以上です。

（委員長）ただいま資料請求がありました。

それでは、お諮りいたします。中野委員より請求がありました資料について、委員会に提出していただくことでよろしいでしょうか。

（異議なし）

（委員長）それは後ほどでよろしいですよ。それでは、後ほどよろしくお願いいたします。

（中野）それでは、この件については終わって、次に行きます。

次、財産に関する調書に入るわけですが、ページ数で424から428、これ各種基金の基金別の令和3年度中の動き等が載っているやつですが、この中で私が気になったのは、減債基金と合併振興基金、それから郵便切手類・印紙購入基金以外、これ全てが現金で保有しているのです。今3つ言った以外は、全ての基金は現金で保有している。その現金で保有している理由についてお聞きしたいのですが。

（会計課長）現在、基金のほうは債券運用と現金のほうで管理をしております。ご質問の現金で保有している理由といたしましては、債券運用は比較的長期にわたるため、すぐに現金化することが難しく、目的や用途が決まっております基金については、取崩しに支障がないよう現金での保有としております。

（中野）ということは、有価証券でいうと、なかなか現金化するのに時間等がかかる。場合によっては現金化することによって手数料を取られるというようなこともあるかと思いますが、そんな意味から、現金化するのに早く現金化できるという意味で、有価証券のほかは現金しかありませんので、分類は、そこで現金というところに入れているという理解でよろしいですか。

（会計課長）この表の中では区分のほうが決まっておりますので、現金というふうに、保有しているというふうに表示させていただいておりますが、実際に現金で保有しております基金につきましては、債券のほう

は長期に及ぶため難しいと考えておりますので、債券の保有はできないのですが、しかしながら普通預金のほうに置いておいたままではなかなか利金のほうも稼げないということもありまして、会計課のほうでは各基金所管課に確認をいたしまして、時期や金額等を考慮した上で定期預金による運用を行っております。

（中野）了解しました。

次に、425ページの財政調整基金について、財政調整基金を例に出しますが、財政調整基金の中で前年度末現在高、これここにあります26億4,326万1,000円。決算、要するに令和3年度ですね、決算年度中の増減高が4億5,618万で、決算年度末残高が30億9,944万1,000円というふうにこの基金の中には書かれております。しかし、今定例会の議案第52号 令和4年度鴻巣市一般会計補正予算（第6号）では財政調整基金から15億4,000万取り崩しております。そう考えると、残高は恐らく現在、約23億ぐらいではないかと思うのですが、基金の表とはちょっとなかなか合致しないのです。そこで、今財政調整基金を例に申し上げましたけれども、各基金の当然取り崩したのと、それからまた補正によって戻した、繰り入れたというようなのがあると思うのですが、その辺の動きが、各基金の動きが分かって、そして結果として3年度末はこうなりましたよというようなのを出示してもらいたいのですが、その辺についていかがですか。

（財政課長）今中野委員からご質問いただいた案件で、まず減債基金からの部分でお話ししてよろしいでしょうか。まず、減債基金ですが、こちら令和2年度の末残高が8億3,305万2,447円となりました。当初予算で利子分の積立てを161万2,000円、また取崩し、繰入金というところで3億円を計上しておりました。その後、第14号補正にて積立金というところで5億4,320万3,000円を計上させていただいたのと、併せて利子の積立てを82万計上させていただいたところですが、実際には利子分の積立てに関しては193万1,459円となりまして、実際の積立額が5億4,513万4,459円となりまして、これから繰入金ということで3億円を取り崩させていただきましたので、差引き2億4,513万4,459円が令和2年度末の残

高にプラスされたという形になりまして、減債基金は最終的には10億7,818万6,906円という形で、増えたような形になっている状況です。

また、公共施設等整備基金、こちら令和2年度末残高が5億9,943万2,934円です。こちら当初予算で739万8,000円、また利子分積立てを98万2,000円ということで計上させていただきました。逆に繰入金、取崩しのほうを1億6,262万1,000円ということで計上しておりました。しかし、これは第1号補正で繰入金を4,881万1,000円というところを減させていただきましたという状況がございます。これは、にぎわい創出交流拠点整備事業が令和2年度の繰越しという形で前年度のほうに動いた形だったので、3年度に繰り入れる基金の部分を減らしたという状況がございます。また、その後、14号補正にて積立金の補正を1億4,045万6,000円と利子分の積立てを40万8,000円という形で計上させていただきました。実際は、この関係は土地の売払いの分を積立てという形にさせていただいていますので、支払いの部分で積立て分が1億4,785万3,305円になりまして、利子分の積立てが138万9,804円という形になりました。また、充当予定の事業の確定から繰入金をするのが9,314万3,000円という形になりまして、再度お話ししますと、積立金が1億4,924万3,109円、繰入金が9,314万3,000円、差引き5,610万109円という形が令和2年度の残高にプラスされたことによりまして、令和3年度の残高が6億5,553万3,043円という形で増えているような形になっている状況です。

以上です。

(中野)もう時間がないので、簡単に言いますが、各補正が出たときに、基金なんかはこっち側へちゃんときちっと表を作ってやっておけばこんな質問ないのだけれども、そうやって私もやっていないし、ほとんど皆さんやっていないのではないかと思うので、今答弁された内容、恐らく基金については前年度末とその年度の動きと年度末、これは書式で決められていると思うのです。しかし、今しゃべったことについて、やはり決算時に資料として各議員に配って、そして基金の動き、年度の動きがきちっと分かるようにしておくほうがいいのではないかと思うのですが、その点、担当の方いかがか答弁いただきます。

（監査委員事務局長（副部長級））今のご質問にお答えいたします。
議会の資料の告示のフォルダの中に監査委員の意見書がございまして、その46ページに今中野委員さんをご指摘の基金の現在高、前年度残額、それから3年度中の運用状況、3年度末の現在高、載っておりますので、そちらを参考にさせていただければと思います。

以上です。

（中野）私、今言った資料たしか入っているけれど、私は決算報告書を見て物を言ったものですから、改めてそれを見させていただいて、今答弁のあったことについて自分なりに理解しますので、これで終わります。

（芝寄）通告している中から3つほどお聞きいたします。
ページで76、77の行政情報発信事業の中のチャットボットシステム使用料77万なのですけれども、チャットボットというのはホームページのトップページにあるひなちゃんマークのマークだとは思うのですけれども、私何回やってもちょっとあれうまく反応しないというか、物すごく不便さを感じているのですけれども、あれってどのくらいの人が利用しているかというのは確認取れるのでしょうか。

（市長政策室参事兼秘書課長）委員のおっしゃるとおり、チャットボット、今ホームページのトップのところにひなちゃんマークがございまして、そちらのほうをクリックしていただくと、ご質問を書きいただいで回答するというシステムになっております。アクセスのほうなのですけれども、これは昨年、令和3年9月1日から運用を開始いたしまして、令和4年3月31日までの間でアクセス数が6,961件ございました。その中でAIの回答ができたものが6,185件の実績がございます。確かにチャットボットに言葉を入れた中でなかなか出てこない、ずっと回転しているマークが出てくるかと思うのですけれども、そういう事例も多々あるのは存じ上げております。

（芝寄）6,961件ということで、これが多いのか少ないのかちょっと難しいところなのですけれども、質問を入力する部分は一番上のほうにも検索する部分はあると思うのですけれども、そちらとの差別化ではないですけれども、やっぱりひなちゃんマークのチャットボットのほうが皆さ

ん入りやすいかなと思うのですけれども、入れる語句によっても検索の仕方が違ってくるのかなとは思っているのですけれども、もっと効率よくチャットボットがこれから運営できるようにできないのでしょうか。私なんか2回に1回はもう反応しないで違う語句が出てきてしまったりして、結局上の検索マークで検索することになってしまうのですけれども、予算を取って、これお支払いしている業者にもうちょっとできないものかというのを、質の向上ですね、これから考えられるのかお聞きします。

（市長政策室参事兼秘書課長）私も実際に使ってみまして芝罘委員と同じようなこともありましたので、再度業者ともちょっと調整いたしまして、改善できるところは改善していくという方向で検討していきたいと思えます。

以上です。

（芝罘）ひなちゃんマークになっているので、人形になっているので、やっぱり皆さん使いやすいと思えますので、ぜひともここは向上、利用されるものになってほしいなと思えます。

次のその下のホームページシステム事業の中でキッズページ、これ何回かのぞいているのですけれども、当然、こちらにはチャットボット利用は考えられないのでしょうか。子どもたちがやっぱり見るホームページだと思えるのですけれども、そこら辺考えるとそちらの利用もすべきだとは思っているのですけれども、まずはどうでしょうか。

（市長政策室参事兼秘書課長）今現在、キッズページのアクセスに関しましてはホームページのトップページの右のほうにキッズページという項目でタイトルがつけられております。そこをクリックすることでキッズページのホームページのほうに飛ぶような形になっております。先ほど委員からありましたが、チャットボットのひなちゃんマークを押すことでキッズページに飛ぶのも早くできないかということですね。そこもできるかどうか確認しながら検討させていただきたいと思えます。

（芝罘）今のキッズページの件なのですけれども、これ導入前にも質問ほかからも出たかと思うのですけれども、これは子どもたちが相手ということで、今タブレットをみんな、小中学校使っているわけですけれど

も、この辺のことで情報発信、こういうものがあるよとしていくというふうに最初伺っていたと思うのですけれども、今現在どのような活用の仕方とか、情報発信、子どもたちにしているのかお聞きします。

（市長政策室参事兼秘書課長）周知方法なのですが、SNSで配信しているほか、小中学校で積極的に活用していただくように教育委員会のほうで活用して、全学校に連絡をする事項として活用しております掲示板のほうにも、総合学習の時間等でもご利用いただくような形で周知のほうをお願いしております。

（芝罘）では、最後にページで104ページをお願いいたします。吹上支所と川里支所の件なのですけれども、ちょっと細かいのですけれども、その中での項目で気がついたのでのですけれども、自動ドア保守委託料なのですけれども、これ吹上も川里も多分2か所か3か所ぐらいしかない、同じぐらいしかないと思うのですけれども、金額が、桁が全然違うのですけれども、保守委託料ということでこの差は、吹上と川里で何が違うのでしょうか。

（吹上支所長（部長級））吹上支所におきましては、吹上生涯学習センター、図書館と隣接をしておりますが、各施設の開所、また開館が異なっておるために、これら委託料につきましてはそれぞれ施設ごとに契約をしているのが現状でございます。本年度の決算額につきましては、決算書のとおり25万800円でございますが、この内訳といたしましては、吹上の支所分と旧吹上の図書館、現在北新宿の第二土地区画整理事務所が詰めておりますこれら2棟分の自動ドアの保守委託料となり、それぞれ年4回分の保守委託料となっております。

この後、川里支所の状況につきましては川里支所長よりお答えさせていただきますが、吹上支所と川里支所の自動ドアのこれら保守委託料の差につきましては、吹上支所は単独でのこの2棟分の保守委託料の決算額、川里支所におきましては、生涯学習センター及び児童センターと3者において案分しての保守委託料の決算額となりますので、これらの差が生じるものでございます。

以上でございます。

(川里支所長(副部長級))川里支所におきましては、今吹上支所長から説明があったとおり、川里生涯学習センター、川里児童センターと複合施設である川里館、1施設になっています。この関係で、川里館の東西2か所の入り口に設置してある自動ドアを末永く安定した状態で利用するために、定期的に年3回点検を実施しているものです。また、定期点検整備以外に、不時の事故のときに、発注者により連絡があったときに受注者は直ちに技術員を派遣し、迅速に修理し、良好な機能を保つこととなっております。

ご質問の委託料につきましては、生涯学習センターが8、児童センターが1、支所が1ということで、施設面積によりこの案分をさせていただいています。つきましては、3つの施設を合わせた本年度の契約額については9万1,344円のうち、川里支所分として10%を端数処理しまして9,132円となっております。したがって、先ほど吹上支所長からも説明がありましたとおり、吹上支所につきましては一括しての支払い、川里支所につきましてはそれぞれ3つの施設案分をして10%ということでこの差が出ている形になります。

以上です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時38分)



(開議 午後1時38分)

(副委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(橋本) 通告をしておりますので、前任者が結構同じ質問をされておりますので、何点か質問させていただきます。

まず、74ページの職員研修事業、私はこの研修に対してもっと予算をつけていいのかなと思っているのですが、その中で各種研修機関派遣研修負担金23万7,300円でありますけれども、これのちょっと詳細、どんなものなのか伺いたいと思います。

(総務部参事兼職員課長) この各種研修機関派遣の負担金でございます。これは、各課において各種研修機関において実施をしている研修、講習

に参加するための費用でありまして、3年度の実績としましては、日本経営協会という研修先に自治体における公金管理の運用基礎あるいは出納事務の運用実務講座、あと公務人材開発協会、そういったところへ指導者の養成過程の研修会、また日本防火・防災協会に防火管理者の講習ということで研修に行っている者もおりますし、東京税務協会が主催をしています滞納整理オンラインセミナー、こういったところへ研修に行っておりまして、そのための受講料でございます。

（橋本）これは、毎年大体同じ研修にまた違う方が行っているという、そういう捉え方でよろしいのでしょうか。

（総務部参事兼職員課長）防火管理の講習につきましては、当該施設に異動した際にまだ資格を取得していない方は講習に行ったりしますし、人事異動に伴いまして新たな業務のほうで勉強するために必要ということで依頼があって行ったりということで、毎年人は替わっております。

（橋本）ぜひもっと積極的にいろんな研修に派遣をしていただきたいと思いますと思うのですが、次に83ページ、84ページですか、本庁舎維持管理事業の中で、これ文言ちょっと私に分からなかっただけなのですが、トイレ消臭ユニット管理委託料、これは一体どういったものなのか伺いたいと思います。

（財務部参事兼資産管理課長）トイレ消臭ユニット管理委託料は、トイレ内を清潔、快適に保つために、トイレ内に設置している消臭ユニット等の薬剤の交換ですとか作業点検用の維持管理を行う委託料となっております。具体的には、小便器の横に設置されておりまして、小便器や排水管の悪臭や汚れを防止する装置、これの除菌剤ですとか消臭剤の交換と作動点検、それと大便器の横についております便座クリーナー、これの除菌剤の交換と作動点検、それと女子トイレですとかバリアフリースイイレの中に設置されておりましてサニタリーボックスの消臭剤の交換ですとか作動点検、こういったようなことを行っております。

（橋本）分かりました。男性トイレにもサニタリーボックスがついてますので、本当それ大変役立っていると思っております。ありがとうございます。

次に、86ページ、ふるさと納税、先ほど中野委員から言って資料を頂きましたが、その収支ということで私は通告をしたのですけれども、これちょっと確認なのですけれども、先ほどの資料から見て、ふるさと納税影響額、そうするとこれ赤字なのか黒字なのか、それをちょっと確認したいと思います。

（市長政策室参事兼総合政策課長）先ほどお手元にお配りしました資料のとおり、令和3年度につきましては485万5,465円の赤字の見込みということになります。

以上です。

（橋本）赤字というのはちょっと残念なのですけれども、これに対して令和4年度、何か黒字にするような対策というのを取っているのか、ちょっとそれを伺いたいと思います。

（市長政策室参事兼総合政策課長）まず、こちら残念ながら令和3年度に関してはマイナスという形になりました。我々といたしましては、魅力ある商品というか、記念品をご用意してPRをさせていただくために、事業所数も増やしたり、広告とかそういったものを他市に向けてとかという形でやらせていただいています。こちら本市も納税額は増えたのですけれども、市民の方が他市に納めてしまう部分のふるさと納税はなかなかこれを減らすということはできませんので、だんだんふるさと納税に関する認知度というのが高くなっていて、全国的にもかなりやっぱり増加傾向にありますので、そちらの波に乗り遅れないような形で頑張って対策というか、事業を進めていきたいと考えております。

以上です。

（橋本）隣の北本市はすごい数値ですが、かなり大きいところで、埼玉県でもすごいという話なので、ぜひこれ何か大きなものを検討していただきたいなと思います。

次に、同じ86ページ、市民が主役のまちづくり地域懇談会事業、これ前任者も質問をしておりましたけれども、これはもう何年かやっていますけれども、結構自治会の方から言うと、私が聞いた話だと、何もやってくれないぞと、話もしても何にもやってくれないぞという声をよく聞い

ているのですけれども、今回7か所ぐらいですか、やった中でこういった声があったのか、そういった内容ですね、分かるものだけで結構ですので、教えていただければと思います。

（市長政策室参事兼総合政策課長）こちら市民が主役のまちづくり地域懇談会事業についてお答えさせていただきます。

開催させていただいたところが先ほど6地区でやらせていただいたというお話をさせていただき、71人参加いただきました。そちらの方に終了後にアンケート調査ということをやらせていただいております。開催終了後のアンケート調査では、懇談会に参加してよかったという方が73.9%いらっしゃいました。次回の開催方法の形式についても質問をさせていただいております、従来どおりの会議型形式を実施してほしいというのが59.4%、またアンケート型でもいいのではないかという形の回答が34.8%ありました。

以上になります。

（橋本）70%の人がいいということですから、全然やったほうがいいと思うのですけれども、この内容とか、例えば広報に載せるとか、そういう考えはあるのか、それを伺いたいと思います。

（市長政策室参事兼総合政策課長）実施の方法に関しましては、事前に自治会さん、地区の方たちに事前アンケートという形で、地域で困っている内容等、意見、要望事項等を先に我々のほうで把握させていただきまして、担当部署に回答という形で投げさせていただいております。その中で、事前アンケートの中で多く寄せられた項目とすると、ごみの関係とかが13件、自治会関係が14件、道路関係が12件、防災関係が6件と上位を占めており、そちらのほうを事前にきちんと我々のほうで、職員側で住民の方にアンケートに答えられるような形の方法で今現在は実施させていただいております。

以上です。

（橋本）分かりました。ぜひひとつよろしく願いいたします。

次に、98、99ページです。DX推進事業の、これ文言、私はちょっとこのDXをデラックスと読むような、私はそういった、大してこういうよ

く分からない人間の立場から、RPAシステム保守委託料と、これどんなものか、それちょっとお伺いしたいのと、シナリオ作成支援業務委託料、この2点、どういうものなのかちょっと伺いたいと思います。

(ICT推進課長) まず、RPAシステムでございますが、まずRPA、これを英語でいいますとロボティック・プロセス・オートメーションということで、事務のプロセス、流れをソフトウェアロボットを使って自動化するというようなシステムでございます。具体的に言いますと、職員がパソコン上で行っているような定型業務、これをロボット、このRPAシステムを使ってシステムに転記するですとか、登録するですとか、そういった部分を自動化するものでございます。このRPAシステムにつきましては、シナリオというものをを用いて自動化するものでございますが、このシナリオはRPAが処理を実行するための手順のことになります。日頃職員が行っている実際の操作をRPAシステムに記録することでこのシナリオが作成されるものでございまして、RPAはこのシナリオに基づき動作をします。なじみがある方であれば、エクセルのマクロ機能のようなもので、ボタンを押すことで自動的に動作をするための手順書、これをシステムが覚えているというようなものでございます。シナリオ作成支援業務につきましては、3年度におきましては導入業者の支援を受けて、このRPAシステムを適用する業務の選定、実際は3業務の選定をお願いしたところでございます。また、その3業務のシナリオの作成、設計ですとか実際の作成の支援を受けたものでございます。この導入業者の支援を受けまして、RPAの操作方法などを職員が学び、その後2業務のシナリオ作成をICT推進課の職員によって行っているところでございます。

以上です。

(橋本) 何回聞いても多分分からないと思うのですけれども、素晴らしいものだということで理解させていただきます。

それと、次、108ページの職場安全衛生事業の中の破傷風予防接種委託料、これの内容とか、実際接種しているのか、逆にこんな金額でいいのか、それをちょっとお伺いしたいと思います。

(総務部参事兼職員課長) 破傷風予防接種なのですけれども、業務を行う上で破傷風に感染するリスクがある業務に携わる課ということで、対象は商工観光課、道路課、都市計画課、スポーツ課、水道課でございます。商工観光課は、花の植え替え等がございます。道路課は道路の補修があったりですとか、都市計画課、公園担当はやはり土に接触したりするものでございます。水道課は、排水管の汚濁水の排出作業等で触れる機会がございます。

対象の人なのですけれども、昭和43年以前に生まれた職員については、初めてその業務に携わる対象の職員となったときに3回の予防接種を行います。その後は、10年ごとに追加の接種でございます。43年以降に生まれた方につきましては、乳幼児期に定期接種、三種混合で破傷風の予防接種を2回受けておりまして、その後、中学校のときに3回目の予防接種を行っておりますので、ほとんどの者が抗体を持っておるところですけれども、そういった方については、初めて対象になったときに1回の接種を行って、その後10年ごとに追加の接種を行っていくものでございます。令和3年度は、4課の8人に対して接種を行い、1つの接種で3,334円プラス税でございます。

以上です。

(橋本) 私も43年以前に生まれている者ですけれども、これ破傷風って結構発症している方はいらっしゃるのでしょうか。

(総務部参事兼職員課長) 発症している職員はおりませんが、破傷風、世界中の土の中に存在をしていて、汚れた土で一緒にくぎ等、仮に鋭利なものがあって傷ついて、その破傷風菌が体に入ってきますと、神経に作用して、かかった場合には亡くなる割合が高いというふうなものでございまして、発症している者はございません。

以上です。

(橋本) それでは、118、119ページ、やさしさ支援課の結婚支援事業、SAITAMA出会いサポートセンター、これおとといも何か、何とかたまですか、恋たま、こういうのはラインで出てきましたけれども、件数というふうに通告したら、そこにも何か240組と書いてあったのですけ

れども、この中で鴻巣市内で結婚まで至った方は何組ぐらいいるのか伺いたいと思います。

（総務部参事兼やさしさ支援課長）埼玉県の公的な結婚支援センターであるSAITAMA出会いサポートセンターの実績ということで、先ほど24組成婚退会組数があるという今委員長のお話がありましたが、その中で鴻巣市在住の方の成婚退会者数は9人となっております。令和2年度から本市はこちらに市町村会員として入会しているのですけれども、そこから見て9人の成婚退会が市内の在住者であります。以上です。

（橋本）もう一つ、登録というのがおとといラインで来ていましたけれども、登録が平日になっていきますけれども、これ一般に例えば土日しか休めない方は登録はできるのか、それだけちょっと確認したいと思います。

（総務部参事兼やさしさ支援課長）恋たまの出張登録会の今委員長のお話です。今度16日に市役所のほうで出張登録会というのを行うのですけれども、過去にも実施しておりまして、今年度は4回実施するのですけれども、土曜日の開催も行っております。また、それ以外に県内でも土日でも受付しているセンターがございますので、土日の場合にはそちらをご案内することとなります。以上です。

（橋本）分かりました。

それでは、次、139ページ、基幹統計事業、これちょっとよく意味が、国勢調査とかそういうのなのかなと思っているのですけれども、これの自身をちょっと教えていただきたいと思います。

（総務課長）まず、基幹統計なのですが、基幹統計とは、国が作成する統計のうち、総務大臣が指定する特に重要な統計のことになります。例えば国勢調査ですとか、住宅・土地統計調査、就業構造基本調査、農林業センサス、経済センサスなどがこれに当たります。令和3年度には、基幹統計調査として経済センサス活動調査、学校基本調査の2調査を実施いたしました。

以上です。

(橋本) 分かりました。

それでは、最後に140ページの更生保護活動推進事業、これは刑務所とかそういうところから出た方の保護司さんとか、そういうものだと思うのですがけれども、本市でこれ、この金額ありますけれども、どのような活動をしているのか、また保護司さんが何人ぐらいいらっしゃるのか、それについてお伺いしたいと思います。

(総務部参事兼やさしさ支援課長) 更生保護活動の状況ですが、更生保護団体としまして鴻巣地区保護司会と鴻巣市更生保護女性会が団体として2つありまして、鴻巣地区保護司会というのは鴻巣市、北本市、桶川市の保護司で構成されている保護司会となります。その事務局として団体と更生保護の啓発活動を行っておりますが、内容としましては、社会を明るくする運動講演会の開催ですとか、社会を明るくする運動強調月間における啓発としまして、令和3年度は市内中学校の全生徒にシャープペン付3色ボールペンと啓発リーフレットの配布等を行っております。そのほか、駅での街頭広報等も実施をしているのですが、3年度につきましてはコロナの感染症の拡大防止のために中止となっております。

以上です。

(橋本) 最後に、本市で保護司さんって何人ぐらい活動しているのか、それだけ最後伺いたいと思います。

(総務部参事兼やさしさ支援課長) 失礼いたしました。すみません。鴻巣市の保護司は、現在20名となっております。

以上です。

(副委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後1時59分)

(開議 午後2時00分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で質疑を……

(委員長の声あり)

(竹田) すみません。政策総務常任委員会の進め方の中に歳入歳出それぞれ30分ずつ、時間がある場合は5分できますよというルールがありましたよね、今回に限り。ですので、その5分間……

(委員長) 分かりました。

それでは、5分だけほかに質疑はありませんか。

(竹田) 1点について、ちょっと質問をしたいと思います。

(委員長) 竹田委員、なるべく通告で、恐らく多分かなり残っているような……皆さんそれで調べていますので、そこから5分間やっていただければいいのではないのでしょうか。

(竹田) そうですね。そしたら、406ページの借入金元金償還額と、それから利子償還額が不用額となっています。その不用額の発生理由についてお尋ねをします。

(財政課長) 不用額の発生につきまして、元金償還金のほうは令和3年度当初予算編成時が12月から1月の間というところで、令和2年度分の借入額が不確定だったため、申請額ベースで借り入れた場合を想定し、計上したことによる不用額の発生になります。また、借入金の利子償還金のほうですけれども、こちらのほうの不用額の発生もやはり同じような形で令和3年度当初予算編成時、12月から1月というところで、令和2年分借入額、また借入れ利率が不確定でありまして、償還額ベースのところにある程度高い利率の部分も考えたところでの借り入れた場合を想定したという予算計上をしていることから、不用額が発生したものになります。

以上です。

(竹田) そういうことで、いわゆる不用額の発生の集めたものという変な言い方ですけれども、それが実質収支になって、その中からいわゆる基金に積んだり、それぞれの目的別の基金に積み立てていますよね。令和2年度と比べて令和3年度は財政調整基金や減債基金、それからその他の基金なんかも増えているということは、最終的には基金に積み立てられるということは、財政的な評価としては余裕があると判断できるの

かどうか確認します。

（財政課長）今回財政調整基金、また減債基金に積み立てさせていただいた部分に多いところは、やはり年度末に交付税が多く交付されたというところが一番大きな部分かと思います。今後余裕があるかといえ、今はまだ問題ないと思いますが、今後においても財政に関しては厳しい状況は続くかと思しますので、その辺りを注視しながら予算編成を今後していこうと思っております。

以上です。

（田中）ちょっと事前通告したのですけれども、質問しそびれたので、ほかの人が同じ質問していなかったのを、質問させてください。

90ページの第6次総合振興計画後期基本計画策定事業で、委員のメンバーについて、どのような方が参加しているのかを通告してありますので、お聞きします。

（市長政策室参事兼総合政策課長）第6次総合振興計画後期基本計画策定事業についてお答えさせていただきます。

委員さんですけれども、全部で15名いらっしゃいます。内訳といたしますと、識見者が9人、公募が6人となっております。識見の9人の構成を申し上げますと、6次の総合振興計画策定時の副会長さんが委員として、それとものつくり大学の教授、それと交通安全母の会、それと民生児童委員協議会連合会から、それと教育委員会から、それと観光協会、自治会連合会、医師会、県央の地域振興センターからの9名が識見として団体とかから推薦をいただいて、6人に関しては公募という構成になっております。

以上です。

（委員長）ほかに質疑ありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

（竹田）本会議でもっときちっとして討論を行います、3点指摘しま

す。

1点目は、賑わい創出交流拠点事業債が計上されている点です。

2点目が企業版ふるさと寄附金、この中には賑わい創出交流拠点事業として、にこのすの指定管理者が企業版ふるさと寄附金として100万円拠出しています。こうした企業との関係で疑問があります。

3点目が財政調整基金、減債基金などをはじめ、基金を前年以上に積み立てているという財政運営上の問題があることを指摘し、反対といたします。

以上です。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第56号 令和3年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第56号は原案のとおり認定されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

次に、政策総務常任委員会の視察研修についてお諮りいたします。政策総務常任委員会の視察研修について、日程は令和4年10月5日水曜日から7日金曜の3日間、視察先、視察項目については、山口県周南市「水素利活用の取組について」、下関市「次世代育成支援拠点施設ふくふくこども館の概要について」、福岡県北九州市「北九州市SDGsクラブの概要について」とし、実施したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(すみません、お願いですの声あり)

(委員長) ご異議あるのですか。

(竹田) お願いと、だから言いました。お願いですけれども、今コロナの感染状況がちょっと心配なので、それらも含めてよく正副委員長さんで諮っていただきたいと、先方とのよく調整していただきたいというお願いでございます。

(委員長) 分かりました。

ご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、政策総務常任委員会の視察研修について、ただいま申し述べたとおり行うことに決定いたしました。

これをもちまして政策総務常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告書につきましては委員長に一任願います。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後 2 時 0 9 分)